

第50期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月18日（火曜日）午前10時
(受付開始予定 午前9時)

場所

東京都渋谷区神宮前一丁目14番30号
WITH HARAJUKU 3階

WITH HARAJUKU HALL

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

記念品の配付はございません。

ご了承くださいませよう願いたします。

CONTENTS

■ 第50期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	19
■ 計算書類	36
■ 監査報告書	48

株式会社田谷

証券コード：4679

証券コード 4679
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日2024年5月20日)

株主のみなさまへ

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番13号
株 式 会 社 田 村 隆 昌
代表取締役社長 中 村 隆 昌

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.taya.co.jp/ir/stock/meeting.html>



上記当社ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイト（東京証券取引所）にも
掲載しております。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



アクセス後、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順
に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使するこ
とができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し
あげます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所	東京都渋谷区神宮前一丁目14番30号 WITH HARAJUKU 3階 WITH HARAJUKU HALL (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他招集 にあたって の決定事項	(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に 委任する場にに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。 (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思 表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、イン ターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていた だきます。なお、インターネットによって複数回議決権を行使された 場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせて いただきます。

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

<ご来場される株主様へのごお願い>

- ◎ 当日ご来場される際は、同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会当日までに各種感染症などの拡大や政府等の発表内容等により対応をおこなう場合、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.taya.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内



パソコン等による議決権行使

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にて、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2024年6月17日（月）午後5時30分受付分まで



スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「ログイン用QRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って議案の賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2024年6月17日（月）午後5時30分受付分まで



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月17日（月）午後5時30分到着分まで



株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。



書面とインターネット（パソコン、スマートフォン等）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

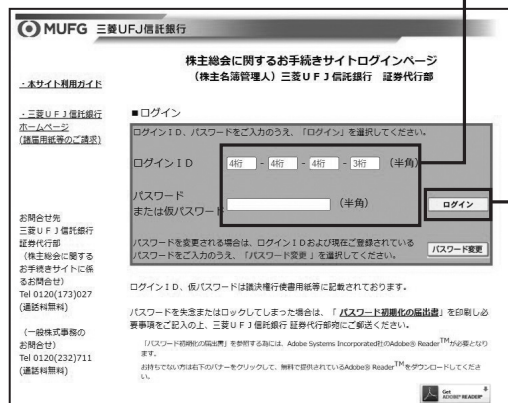
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックする。

「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	た や 田谷 和正	代表取締役 会長	100% (14 / 14回)
2	再任	なか むら 中村 隆昌	代表取締役 社長執行役員	100% (14 / 14回)
3	再任	ほ しな 保科 匡邦	取締役 顧問	100% (14 / 14回)
4	再任	なか むら 中村 正二	取締役 執行役員	100% (14 / 14回)
5	再任	しん どう 新藤 和久	取締役 執行役員	100% (14 / 14回)

候補者
番号

1 た や か ず ま さ
田谷 和正

再任

生年月日 1967年7月7日生

取締役会出席状況 100% (14 / 14回)

所有する当社の株式数 81,910株

略歴、当社における地位、担当

1991年6月	当社入社	2003年4月	当社代表取締役社長
1996年6月	当社取締役クレージュサロン営業部長	2016年6月	当社代表取締役会長 (CEO)
1997年6月	当社常務取締役 クレージュサロン営業部長		現在に至る

重要な兼職の状況

有限会社ティーズ 代表取締役

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社での業務経験と事業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、営業部門を経て2003年より代表取締役社長、2016年より代表取締役会長 (CEO) として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2 な か む ら た か ま さ
中村 隆昌

再任

生年月日 1974年1月21日生

取締役会出席状況 100% (14 / 14回)

所有する当社の株式数 1,400株

略歴、当社における地位、担当

1996年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役兼執行役員経営企画本部長兼管理本部長 (兼) 経営企画本部長
2009年6月	当社執行役員営業部関西支社長		経営企画グループ長
2016年6月	当社執行役員経営企画部長	2022年4月	当社取締役執行役員 (経営企画・マーケティング・経理財務グループ管掌)
2020年6月	当社執行役員経営企画部長兼管理部長	2022年6月	当社代表取締役社長執行役員 (COO)
2021年4月	当社執行役員経営企画本部長 兼管理本部長 (兼) 経営企画本部長 経営企画グループ長		現在に至る

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有しており、営業部門を経て2016年から経営企画部門長、管理部門長、マーケティング部門及び経理財務部門も管掌、2022年より代表取締役社長執行役員 (COO) として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号3 ほしな まさくに
保科 匡邦

再任

生年月日	1958年1月22日生
取締役会出席状況	100% (14 / 14回)
所有する当社の株式数	10,000株

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	当社入社	2009年4月	当社取締役専務執行役員技術教育部長
1993年2月	当社取締役	2013年4月	当社取締役副社長執行役員人事部長
1995年7月	当社常務取締役営業本部長	2016年4月	当社取締役副社長
1997年6月	当社専務取締役営業本部長	2016年6月	当社代表取締役社長 (COO)
2003年4月	当社取締役副社長東日本営業本部長	2019年6月	当社代表取締役社長 (COO) 兼営業本部長
2004年4月	当社取締役第一営業本部長 兼第一営業本部第一営業部長	2021年4月	当社代表取締役社長 (COO)
2005年4月	当社取締役九州支社長	2022年6月	当社取締役顧問 現在に至る
2006年6月	当社取締役専務執行役員九州支社長		

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有しており、1995年から営業、技術及び人事部門を経て2016年より代表取締役社長 (COO)、2022年より取締役顧問として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号4 なかむら まさじ
中村 正二

再任

生年月日	1970年5月10日生
取締役会出席状況	100% (14 / 14回)
所有する当社の株式数	600株

略歴、当社における地位、担当

1995年6月	当社入社	2022年6月	当社取締役執行役員営業本部長
2017年4月	当社執行役員九州支社長	2023年4月	当社取締役執行役員直営事業本部長
2022年4月	当社執行役員営業本部長		現在に至る

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有しており、2017年から九州支社責任者を経て、2022年より営業本部長、2023年より直営事業本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5 しん どう 新藤 かず ひさ 和久

再任

生年月日	1963年9月2日生
取締役会出席状況	100% (14 / 14回)
所有する当社の株式数	4,000株

■ 略歴、当社における地位、担当

1987年9月	当社入社	2022年4月	当社常務執行役員人事総務本部長
2006年6月	当社執行役員第六事業部長	2022年6月	当社取締役執行役員人事総務本部長
2009年6月	当社執行役員営業部九州支社長	2023年4月	当社取締役執行役員
2013年6月	当社取締役兼執行役員マーケティング部長		フリーランス・FC事業本部長 兼
2016年4月	当社取締役兼執行役員人事部長		フリーランス・FC運営グループ長
2019年6月	当社執行役員人事教育部長		現在に至る

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社での業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有しており、2009年から九州支社責任者、マーケティング部門、人事部門及び人事教育部門を経て、2022年より人事総務本部長、2023年よりフリーランス・FC事業本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.会社役員の状況(4)役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	監査等委員会への出席状況
1	再任	うえはら としはる 上原 俊晴	取締役（監査等委員）	100% (8 / 8回)
2	再任	たじま かつお 田島 克夫	社外 独立役員	100% (8 / 8回)
3	新任	いさみ あいこ 勇 亜衣子	社外 独立役員	

候補者
番号

1 うえ はら 上原 とし はる 俊晴

再任

生年月日	1961年2月15日生
取締役会出席状況	100% (14 / 14回)
監査等委員会出席状況	100% (8 / 8回)
所有する当社の株式数	6,000株

■ 略歴、当社における地位、担当

1979年4月	当社入社	2021年6月	当社専務執行役員営業本部長兼 営業本部 東日本営業グループ長
1999年6月	当社取締役クレージュ営業部長	2022年4月	当社執行役員営業本部副本部長
2004年4月	当社取締役関西支社長	2022年6月	当社取締役（監査等委員） 現在に至る
2009年4月	当社取締役常務執行役員営業部長		
2014年4月	当社専務取締役執行役員技術教育部長		
2016年4月	当社専務取締役兼執行役員商事部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年に亘る当社での営業業務、技術教育及び商事に関する豊富な知識と経験を有しており、2021年から営業本部長、2022年より常勤の監査等委員である取締役として職責を十分に果たしていることから、引き続き常勤の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号2 ^{た じま} 田島 ^{かつ お} 克夫

再任

社外

独立役員

生年月日	1958年5月12日生
取締役会出席状況	100% (14 / 14回)
監査等委員会出席状況	100% (8 / 8回)
所有する当社の株式数	0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1987年8月	公認会計士登録	2006年6月	当社社外監査役
1988年8月	公認会計士田島事務所設立	2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）
2005年3月	税理士登録 田島克夫税理士事務所設立		現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公認会計士田島事務所所長
田島克夫税理士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた豊富な知識、経験等を有しており、2016年より社外取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3 ^{いさみ} 勇

^{あ い こ} 亜衣子 (現姓：西川)

新任

社外

独立役員

生年月日	1988年11月22日生
取締役会出席状況	—
監査等委員会出席状況	—
所有する当社の株式数	0株

■ 略歴、当社における地位、担当

2011年3月 東京大学卒業

2016年3月 新潟大学医学部卒業

医師免許取得 医籍登録

2022年7月 一般社団法人Next Beauty Labo設立

2023年3月 Dr.TOUHI AGAクリニック 開院

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人Next Beauty Labo代表理事

Dr.TOUHI AGAクリニック統括院長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、髪の毛の悩みであるAGA・薄毛・髪の毛の老化を解決する業界最先端のクリニックを開院しており、様々な髪の毛のトラブルに対応する髪質改善という分野にも力を入れております。当社は同氏に医師の観点から毛髪に関する助言をいただくことのほか、消費者としての観点からも助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田島克夫氏及び勇垂衣子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 勇垂衣子氏は、旧姓かつ職務上の氏名を記載しております。戸籍上の氏名は西川亜衣子であります。
4. 田島克夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は上記略歴のとおり、監査等委員会設置会社へ移行前におきましては、社外監査役でありました。
5. 当社と田島克夫氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。さらに、勇垂衣子氏の選任が承認された場合には、同氏と当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は田島克夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、田島克夫氏を引き続き独立役員とする予定であります。さらに、勇垂衣子氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

くぼ た えい いち ろう
窪田 英一郎

生年月日 1963年6月5日生

所有する当社の株式数 0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1991年4月 弁護士登録

2015年5月 窪田法律事務所設立
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人窪田法律事務所所長

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての豊富な専門知識、経験等を有しており、監査等委員である社外取締役として就任された場合には、職務を適切に遂行いただき、社外の独立した立場からの視点で当社の監査等委員会が活性化されると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 窪田英一郎氏は、現在、当社の顧問弁護士であり、弁護士報酬を支払っておりますが、その性質、金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれや、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。
2. 窪田英一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 窪田英一郎氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 窪田英一郎氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。窪田英一郎氏が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

取締役および執行役員候補者の指名方針および手続き

当社は、取締役および執行役員候補者の指名方針および手続きを次のように定めております。

- 選任にかかる基本方針
取締役および執行役員候補者の選任をおこなうにあたっては、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会が当社の経営理念に沿った持続的な成長、長期的企業価値の向上を実現するための責務を担うことを理解し、その職務と責任を全うできる適任者を指名することを方針とし、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および見識などを十分考慮の上で選任します。
- 取締役候補者選任方針
社内取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、その責務の実現を果たしえる人物を選任することを方針とします。
- 監査等委員である取締役候補者選任方針
監査等委員である取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、その責務の実現を果たしえる人物を選定し、監査等委員会の同意を得た上で選任する方針とします。
- 社外取締役候補者選任方針
社外取締役の選任にあたっては、経営基盤の一層の強化、充実、コーポレートガバナンス体制の強化を果たすことを責務とし、独立性判断基準を満たした立場から責務を達成し、経営の管理・監督機能を果たしえる人物を選定し、監査等委員会の同意を得た上で選任する方針とします。
- 執行役員候補者選任方針
執行役員の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、取締役に準じて、取締役会の指揮監督の下で業務執行を担い、その責務の実現を果たしえる人物を選任することを方針とします。
- 候補者の指名手続き
取締役候補者と執行役員候補者の指名は、事前に上記方針に沿う候補者を選定し、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会の決議をもって決定します。社外取締役の指名については、同様の手続きを踏まえた上で、監査等委員会の同意を得た後、取締役会にて決定します。

取締役候補者の経験、知識、能力等一覧（スキル・マトリックス）

当社は、指名方針を遵守し、取締役会の多様性を確保することが、より良い経営判断につながると認識しております。第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決された場合の、当社の経営体制、各取締役の経験、知識及び能力等の一覧は次のとおりです。

会社における地位（予定）	氏名	指名報酬委員	独立性	美容師	経営戦略	営業管理	人事教育	広報商品	経理財務 税務	ESG 多様性	IT 推進
代表取締役 会長	田谷 和正	●			●	●				●	●
代表取締役 社長執行役員	中村 隆昌				●		●	●	●	●	●
取締役 顧問	保科 匡邦			●	●	●	●			●	
取締役 執行役員	中村 正二			●	●	●	●	●			
取締役 執行役員	新藤 和久			●	●	●	●	●			
取締役 監査等委員（常勤）	上原 俊晴			●	●	●	●	●			
社外取締役 監査等委員	田島 克夫	●	●		●				●		
社外取締役 監査等委員	勇 亜衣子	●	●		●					●	

※ 上記一覧表は個々が有する全ての経験、知識および能力を表すものではありません。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる実効性の確保及び機能向上を目的に、評価アンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について取締役会に報告のうえ、議論を行いました。

対象者	取締役全員
対象期間	2023年1月から12月まで
評価項目	①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③取締役会の議題 ④取締役会を支える体制 ⑤その他
評価結果 および 今後の改善点	当社は、毎年各取締役への取締役会の実効性評価アンケート（自己評価）を踏まえ、各評価項目に対する結果報告を取りまとめて報告し、十分な議論を行っております。今回の結果と課題としては、構成員のダイバーシティ、強化項目および承認権限などについて議論されました。各々質問項目を踏まえ、コーポレートガバナンス・コードへの対応について知識を深めております。また、対象期間において社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を5回開催し、取締役と執行役員の指名と報酬について独立した視点からの諮問と答申が行われております。

独立性判断基準

当社は、独立性判断基準を以下のように定め、次のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有しているものと判断しております。

独立性判断基準

1. 当社の大株主（※1）またはその業務執行者（※2）
2. 当社を主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（※4）またはその業務執行者
4. 当社の主要な借入先（※5）の業務執行者
5. 当社の会計監査人の代表社員または社員
6. 当社から役員報酬以外に3事業年度当たり平均して1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
7. 当社から3事業年度当たり平均して1,000万円を超える寄付を受けている者、またはその業務執行者
8. 過去3事業年度において、上記のいずれかに該当していた者
9. 社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者
10. 上記のいずれかに該当する者が重要な者（※6）である場合、その配偶者または二親等以内の親族
11. その他、一般株主全体との間に恒常的な利益相反が生ずるなど独立性を確保することができない恐れのある者

※1 大株主とは、当社の議決権の10%以上を直接・間接に保有する者をいう

※2 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう

※3 当社を主要な取引先とする者とは、その取引先の年間売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた取引先をいう

※4 当社の主要な取引先とは、当社の売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行っている取引先をいう

※5 当社の主要な借入先とは、事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう

※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）を含む部門長以上の者、またはこれらに準ずる役職者、組織に所属する公認会計士や弁護士をいう

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の沈静化により経済・社会活動の正常化が進むとともに、インバウンド需要が増加するなど、緩やかな回復基調がみられました。一方で、ウクライナ情勢の長期化やイスラエル情勢等の地政学リスクの懸念、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安進行からの物価上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

美容業界におきましては、美容室のオーバーストア状態による店舗間競争の激化や労働需給逼迫による美容師の獲得難、物価上昇による個人消費の停滞の懸念もあり、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は2023年4月に、中期経営計画の見直しを行い、新たに『TAYA BX (Beauty Transformation) PROJECT』として始動、事業構造改革・戦略的リブランディング・DXなどの重要施策を推進し、早期経営改善、利益体質の実現へ向け取り組んでおります。

店舗の状況につきましては、フリーランス美容室ブランド「ano」を新設し、2店舗（anoたまプラーザ、ano成城）を新規出店いたしました。また、直営美容室については、1店舗（TAYA心斎橋店）を新規出店、1店舗（TAYAたまプラーザ店）を改装、6店舗（TAYAたまプラーザ美しが丘店、TAYA bluelabelイトーヨーカドー湘南台店、TAYA&CO.GINZA 銀座本店、Shampoo十条店、Shampooイオンモール四日市北店、Shampoo光明池店）を閉鎖いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は、美容室67店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,839百万円（前年同期比2.7%減）となり、営業損失23百万円（前年同期は営業損失619百万円）、経常損失28百万円（前年同期は経常損失602百万円）となりました。また、店舗閉鎖に係る費用や減損損失などを特別損失に111百万円を計上したことにより、当期純損失は158百万円（前年同期は当期純損失804百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は105百万円で、その主たるものは店舗の改装に伴う内装設備、器具備品の取得及び人事会計システムの導入等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (2023年 3 月期)	第 50 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	6,785	6,519	6,004	5,839
経 常 損 失 (△) (百万円)	△1,282	△1,106	△602	△28
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△1,013	390	△804	△158
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△202.89	78.05	△161.08	△31.78
総 資 産 (百万円)	4,899	3,243	2,366	2,005
純 資 産 (百万円)	1,025	1,415	610	451
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	205.25	283.30	122.22	90.44

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念に従い性別・年齢・国籍を問わずより多くの人々に喜んでいただける環境を創造し続け、ヘアビジネスにおけるリーディングカンパニーとして、多様化する消費者ニーズや変化する消費者のライフスタイルに応え、新技術の開発、社員の教育、情報の発信、店舗の統廃合および合理的なコスト削減を継続的に実施することを重点課題とし、収益性と成長性を同時に追求できる経営を進めてまいります。また、コンプライアンスを重視し、内部統制システムの一層の充実を図り、経済構造および社会情勢等の経営環境の変化に対し迅速かつ柔軟に対応できるよう、企業体質の改善、強化に努めてまいります。

なお、当社は過年度より継続して営業損失及び経常損失を計上し、当事業年度においても営業損失及び経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社は2022年度より中期経営計画『T-ip60』並びに『TAYA BX (Beauty Transformation) PROJECT』を策定し、財務体質の早期改善に努めております。

当事業年度においては、物価上昇による店舗運営コストの増加など厳しい経営環境であったことにより、通期では、営業損失及び経常損失を計上する結果となりましたが、既存店の入客数・客単価の改善が順調に進んだことで、下期では、営業黒字、経常黒字を成し得ております。

そして、中期経営計画の最終年度・創業60周年となる2024年度においては、次の3つの施策を重点に取り組み、安定的に収益を創出できる体質を構築してまいります。

まず、「トータルビューティカンパニーへの変革」として、スヴェンソングループ・TBCグループとの協業を通じた新サービスの導入、市場規模の拡大に向けた共同事業などを積極的に進めてまいります。また、「TAYAブランドのリブランディング」による、当社美容室のイメージ・コンセプトの刷新を行い、多様な社会、個人の美しさをより尊重した、お客様に愛され続ける美容室を目指してまいります。そして、「人的資本経営の推進」として、フリーランスブランドの出店を加速、多様な人材の受け入れや働き方改革の実施、キャリアパス・評価制度改革により人材価値を最大限に引き出してまいります。

これらの収益力を増強させる施策の遂行と同時に、コストの徹底した管理を行うことにより、更なる利益の追求を図ってまいります。

資金面につきましては、引き続き取引金融機関とは緊密に連携・情報交換を行っており、必要となる資金についてもご支援いただけるよう良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、美容施術（カット、パーマ、カラー等）の提供及びヘアケア商品の販売を行う美容室等を経営しております。美容室としては、「TAYA」、「MICHEL DERVYN」 「Shampoo」、「ano」のブランドによる展開をおこなっております。

(6) 事業所 (2024年3月31日現在)

- ① 本社 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13
- ② 九州支社 福岡県福岡市博多区博多駅東1-17-25 KDビル6F
- ③ 店舗
 - (埼玉県)
 - TAYA 大宮ステラタウン店
 - (千葉県)
 - TAYA 本八幡店
 - TAYA CRYSTAL WORLDイクスピアリ店
 - TAYA 流山おおたかの森S・C店
 - (東京都)
 - TAYA 麹町店
 - TAYA 経堂店
 - TAYA つくし野店
 - TAYA アトレ大井町店
 - TAYA 自由が丘店
 - TAYA 東急百貨店吉祥寺店
 - TAYA blue labelアルカキット錦糸町店
 - TAYA 丸の内店
 - TAYA 北千住マルイ店
 - TAYA 町田店
 - TAYA 府中店
 - MICHEL DERVYN アトレ四谷店
 - (神奈川県)
 - TAYA 青葉台店
 - TAYA あざみ野店
 - TAYA もえぎ野店
 - TAYA 東林間店
 - TAYA イオン新百合ヶ丘店
 - TAYA blue labelイオンモール大和店
 - TAYA シアル鶴見店
 - TAYA 溝の口店
 - ano たまプラーザ
 - TAYA 千葉そごう店
 - TAYA イオンモール津田沼店
 - TAYA ミーナ津田沼店
 - TAYA 九段店
 - TAYA 三軒茶屋店
 - TAYA 浜田山店
 - TAYA アトレ恵比寿店
 - TAYA グランデュオ立川店
 - TAYA 田園調布店
 - TAYA 西葛西店
 - TAYA blue labelひばりが丘店
 - TAYA ルミネ池袋店
 - TAYA 中野マルイ店
 - GRAND TAYA GINZA
 - ano 成城
 - TAYA 市ヶ尾店
 - TAYA 藤が丘店
 - TAYA たまプラーザ店
 - TAYA 青葉台東急スクエア店
 - TAYA みなとみらい東急スクエア店
 - TAYA 相模大野店
 - TAYA 武蔵小杉東急スクエア店
 - TAYA 相模大野サテライト店

(京都府)
TAYA ジェイアール京都伊勢丹店

(大阪府)

TAYA 大阪上本町店

TAYA 心斎橋店

(兵庫県)

TAYA 明石ビブレ店

(福岡県)

TAYA けやき通り店

TAYA 香椎店

TAYA 藤崎店

TAYA 大橋店

TAYA 天神店

TAYA THE BASICS FUKUOKA

(熊本県)

TAYA 熊本光の森店

MICHEL DERVYN ハービスPLAZAエント店

TAYA 尼崎店

TAYA 長住店

TAYA 春日店

TAYA 小倉セントシティ店

TAYA フォレオ博多店

TAYA 今泉店

Shampoo ビバモール赤間店

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
597 (119)名	△122 (△32)名	33.2歳	10.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の各月末日在籍者の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	207百万円
株式会社三井住友銀行	118
株式会社三菱UFJ銀行	22

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,100,000株
 (3) 株主数 11,283名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 テ イ ー ズ	1,677千株	33.5%
田 谷 千 秋	155	3.1
株 式 会 社 赤 城 自 動 車 教 習 所	136	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	91	1.8
田 谷 和 正	81	1.6
T A Y A 社 員 持 株 会	30	0.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20	0.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	20	0.4
浜 野 統 一	19	0.3
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	19	0.3

(注) 当社は、自己株式を102,946株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 谷 和 正	CEO 有限会社ティーズ 代表取締役
代表取締役社長執行役員	中 村 隆 昌	COO
取締役顧問	保 科 匡 邦	
取締役執行役員	中 村 正 二	直営事業本部長
取締役執行役員	新 藤 和 久	フリーランス・FC事業本部長 兼 フリーランス・FC運営グループ長
取締役 (監査等委員・常勤)	上 原 俊 晴	
取締役 (監査等委員)	田 島 克 夫	公認会計士田島事務所所長 田島克夫税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	生 稻 晃 子	参議院議員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田島克夫氏及び生稲晃子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）田島克夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）生稲晃子氏は、旧姓かつ職務上の氏名を記載しております。戸籍上の氏名は、佐山晃子であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）田島克夫氏及び生稲晃子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、上原俊晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の取締役を兼務する執行役員を除く執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 板 谷 敦 子 マーケティンググループ長
執行役員 富 岡 亮 平 経営企画グループ長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）田島克夫氏及び生稲晃子氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。

当該保険契約被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、本保険料は当社が負担し、その一部（7.9%）を被保険者から徴収、契約更新は1年毎におこなっております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償請求責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年4月6日開催の取締役会において、役員報酬等の内容にかかる決定方針を、コーポレートガバナンス・ガイドラインに【取締役および執行役員報酬の決定方針および考え方】として決議しており、当該決定方針の変更に際しては、指名・報酬委員会の諮問、答申を経て取締役会の承認の下で決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は次のとおりです。

取締役および執行役員報酬の決定方針および考え方

- ・ 取締役、監査等委員である取締役及び執行役員は月額報酬とし、下記の方法により算定します。
- ・ 報酬の考え方（制度設計）は、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会決議で決定をおこない、透明性と公平性を高めます。
- ・ 取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た限度額の範囲内とします。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た限度額の範囲内とします。
- ・ 取締役、執行役員の報酬は指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会決議で決定します。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は指名・報酬委員会の答申を受けた監査等委員である取締役の協議で決定します。
- ・ 社外取締役の報酬は定額とします。

月額報酬の算定方法

- ・ 社外取締役を除く取締役の報酬は会社業績との連動性を確保しつつ、役位、経歴、実績、各種要素の基準を定め、業績、貢献度を勘案し報酬範囲内で配分する報酬体系とします。
- ・ 執行役員の報酬は会社業績との連動性を確保しつつ、役位、経歴、実績、各種要素の基準を定め、業績、貢献度を勘案し決定します。

② 当事業年度に係る報酬の総額等

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く。）	5名	74百万円
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3 (2)	14 (7)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役）	8 (2)	88 (7)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に基づき、業績を鑑みて社外取締役を除く取締役の報酬を2023年6月から2024年2月までの期間は10%削減、2024年3月は80%削減しております。

4. 取締役会は、代表取締役会長 田谷和正氏に、各取締役及び執行役員の基本となる報酬の額及び担当する部門の業況等を踏まえた報酬等の内容決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各担当の評価をおこなうには代表取締役が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては指名・報酬委員会の諮問、答申を受け、その妥当性について確認をしております。

- ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金等
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役田島克夫氏は、公認会計士田島事務所所長及び田島克夫税理士事務所所長を兼務しております。また、社外取締役生稲晃子氏は、参議院議員を兼務しております。それぞれの事務所等と当社との間には特別な利害関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 (監査等委員)	田島克夫	当事業年度に開催された取締役会14回と監査等委員会8回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士の見地から意見を述べるなどにより、取締役会、監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこない、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員としても、開催された委員会において客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	生稲晃子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回と監査等委員会8回の全てに出席いたしました。国が推進する様々なプロジェクトへの参画やカウンセラー資格を活かして幅広く活動をされており、主に社会貢献や消費者としての観点から意見を述べるなどにより、取締役会、監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこない、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員としても、開催された委員会において客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が18回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みつば監査法人

2023年6月20日開催の第49期定時株主総会において、新たにみつば監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった普賢監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

① 企業活動の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、経営の基本方針としております。

【企業理念】

『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』

その意味で4つの「S」を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となる

E S 社員満足

C S お客様満足

I S 株主満足

S S 社会貢献

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「C R（コンプライアンス・リスク）管理委員会」を設け、『企業理念』の下、日ごろの職務執行の指針となる『TAYA行動規範』を明確に策定し、すべての役員および従業員が、これをよく理解し、健全な企業風土の構築に努めております。「C R管理委員会」は、コンプライアンス体制の推進のため、役員および従業員に教育、研修を行い、また、モニタリングにより、実施状況を把握し以後の対応方針を決定しております。コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、内部監査課が窓口となって、通報者の保護を徹底した内部通報制度【相談窓口】を運用しております。

当社は、社長直轄の「経営企画グループ」に「内部監査課」を設置し、業務活動全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法令・社内規程の遵守状況等について定期的に内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行い、監査結果を社長に報告しております。また、役員および従業員は、内部監査課が内部監査を行う際、不当な制約をしてはならないことになっております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき保存および管理をしております。

また、お客様や役員および従業員等の個人情報保護に関しては、基本方針（プライバシー・ステートメント）を策定し、社内外に明らかにするとともに、「C P（コンプライアンス・プログラム）運営委員会」を設け、適正な情報管理を常に心がけております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織を「C R管理委員会」として、危機管理に関する規程を整備し、その運用を図っております。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮のもと対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月1回の定例取締役会の他、適宜必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。また、経営の意思決定、執行監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員を兼任する取締役については、発言もしくは行動時にその立場を明確にしたうえでおこなうこととしております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の取締役（監査等委員）を置き、その職務の執行に必要な場合は、内部監査課課員に監査等委員会の職務遂行の補助を委嘱しております。

⑦ 前項使用人の取締役からの独立性に関する事項及び指示の実効性の確保に関する事項

内部監査課に配置する従業員への指揮命令は監査等委員会が行うものとし、人事異動・考課は、事前に監査等委員会の承認を得ております。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制とその他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実・不正もしくは法令・定款違反等について、直ちに監査等委員会に報告します。従業員は、内部通報制度【相談窓口】に

より、不正・違反行為を内部監査課に通報します。内部通報を受けた内部監査課部門長は、社長（CR管理委員会）へ報告すると同時に監査等委員会へ報告することとしております。なお、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、通報者の保護を徹底しております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに応じております。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤の監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、CR管理委員会、CP運営委員会、経営戦略会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役又は従業員に説明・報告を求めることができます。また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い緊密な連携を図っております。

- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告の適正性を確保し、適切な開示を行うため、内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備しております。

- ⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介入を断固拒否し、警察等関係機関および顧問弁護士とも連携し、毅然と対応してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しており、これらに基づいて、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社では、毎月1回行われる定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行っております。また、決定内容に応じて経営戦略会議及びそれに準ずる会議を定期的または必要に応じて開催し、経営上重要な施策の実施、実施内容の報告などを行っております。

② 監査等委員の職務の執行に関する取り組み

当社では年6回の監査等委員会及び必要に応じた臨時の監査等委員会（当期2回）の開催により監査方針、監査計画等の決定等を行っており、各監査等委員は、重要な会議への出席、決裁書類等の閲覧等を通じて監査を行うことで、職務執行について適時意見を述べております。また、内部監査課を職務遂行の補助スタッフとし、随時意見交換することで情報の共有化を図っております。

③ リスクマネジメント体制に関する取り組み

当社では、リスク管理体制を構築するために、CR管理委員会、CP運営委員会を年2回開催、必要に応じて随時開催し、社内外の様々なリスクに対し管理状況、情報共有及び防止対策を行っております。また、経営を取り巻く様々なリスクについては適時チェックを行い、企業体質の改善、強化に努めております。

④ コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス体制を推進するため、CR管理委員会、CP運営委員会を年2回開催し、決定内容に基づき役員及び従業員に教育、研修を行っております。また、通報者の保護を徹底した内部通報制度【相談窓口】により、違反等の早期発見に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業容の拡充に努めるとともに、株主の皆様に対し安定的な配当を継続して実施しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、業績等を総合的に勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	712,212	流動負債	928,482
現金及び預金	277,011	支払手形	53,226
売掛金	281,656	電子記録債権	71,390
商品	26,270	買掛金	33,849
美容材料	13,539	短期借入金	96,343
貯蔵品	6,452	1年内返済予定の長期借入金	49,153
前払費用	66,431	未払金	79,334
その他	41,842	未払費用	333,023
貸倒引当金	△991	未払法人税等	31,922
固定資産	1,293,633	未払消費税等	67,860
有形固定資産	412,044	契約負債	34,422
建物	243,925	預り金	43,167
構築物	319	賞与引当金	29,938
工具、器具及び備品	35,017	資産除去債務	4,851
土地	127,722	固定負債	625,445
建設仮勘定	5,060	長期借入金	203,612
無形固定資産	40,374	退職給付引当金	243,378
ソフトウェア	31,011	資産除去債務	172,315
その他	9,362	その他	6,138
投資その他の資産	841,214	負債合計	1,553,927
出資金	127	(純資産の部)	
長期前払費用	7,290	株主資本	451,918
敷金及び保証金	831,451	資本金	50,000
その他	2,345	資本剰余金	3,132,425
資産合計	2,005,845	その他資本剰余金	3,132,425
		利益剰余金	△2,571,009
		利益準備金	66,920
		その他利益剰余金	△2,637,929
		繰越利益剰余金	△2,637,929
		自己株式	△159,497
		純資産合計	451,918
		負債純資産合計	2,005,845

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上			5,839,861
売上	上		5,003,298
販	上	原	836,563
営	費	総	860,320
	及	一	23,757
	び	般	
	業	管	
	業	理	
	外	損	
	取	益	
	成	利	
	賛	息	4
	取	入	3,200
		入	2,336
		金	1,570
		保	7,811
		の	14,922
		費	
		用	
		利	3,350
		係	5,304
		費	5,000
		の	5,603
		損	19,257
		失	28,092
		却	
		損	175
		失	89,619
		失	21,741
		失	111,537
		失	139,629
		税	31,922
		額	△12,731
		整	19,190
		損	158,820
		失	

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	50,000	3,132,425	3,132,425
当期変動額			
当期純損失			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	50,000	3,132,425	3,132,425

	株主資本					純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	66,920	△2,479,109	△2,412,189	△159,497	610,738	610,738
当期変動額						
当期純損失		△158,820	△158,820		△158,820	△158,820
当期変動額合計	—	△158,820	△158,820	—	△158,820	△158,820
当期末残高	66,920	△2,637,929	△2,571,009	△159,497	451,918	451,918

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、過年度より継続して営業損失及び経常損失を計上し、当事業年度においても営業損失及び経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりません。

このような状況の解消を図るべく、当社は2022年度より中期経営計画『T-ip60』並びに『TAYA BX (Beauty Transformation) PROJECT』を策定し、財務体質の早期改善に努めております。

当事業年度においては、物価上昇による店舗運営コストの増加など厳しい経営環境であったことにより、通期では、営業損失及び経常損失を計上する結果となりましたが、既存店の入客数・客単価の改善が順調に進んだことで、下期では、営業黒字、経常黒字を成し得ております。

そして、中期経営計画の最終年度・創業60周年となる2024年度においては、次の3つの施策を重点に取り組み、安定的に収益を創出できる体質を構築してまいります。

まず、「トータルビューティカンパニーへの変革」として、スヴェンソングループ・TBCグループとの協業を通じた新サービスの導入、市場規模の拡大に向けた共同事業などを積極的に進めてまいります。また、「TAYAブランドのリブランディング」による、当社美容室のイメージ・コンセプトの刷新を行い、多様な社会、個人の美しさをより尊重した、お客様に愛され続ける美容室を目指してまいります。そして、「人的資本経営の推進」として、フリーランスブランドの出店を加速、多様な人材の受け入れや働き方改革の実施、キャリアパス・評価制度改革により人材価値を最大限に引き出してまいります。

これらの収益力を増強させる施策の遂行と同時に、コストの徹底した管理を行うことにより、更なる利益の追求を図ってまいります。

資金面につきましては、引き続き取引金融機関とは緊密に連携・情報交換を行っており、必要となる資金についてもご支援いただけるよう良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。なお、計算書類等は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・美容材料 主として移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------|-------|
| 建物 | 3～50年 |
| 器具備品 | 2～13年 |
- なお、「定期賃貸借契約」による建物については、耐用年数を個別の定期賃貸借期間に基づいて償却しております。

-
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生した事業年度に全額費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①美容施術

当社は、当社店舗においてカット・カラー・パーマ等の美容施術サービスの提供を行っております。この収益の履行義務は、顧客からの注文に基づきカット・カラー・パーマ等の美容施術を提供することであり、この収益が認識される時期は、顧客への美容施術の全工程が完了し、顧客が施術完了を確認した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

当社が独自で運営するポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する美容施術サービスの履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

②商品の販売

当社は、当社店舗並びにインターネットにおいてヘアケア商品、化粧品及び美容家電等の販売を行っております。この収益の履行義務は、顧客からの注文に基づき商品を引き渡すことであり、この収益が認識される時期については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、インターネットにおける販売については、全て国内販売となっており、出荷時から顧客に引き渡される期間は通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

当社は、減損の兆候がある資産グループについて、将来キャッシュ・フローの見積りに基づき減損損失の認識・測定を実施しております。

・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (千円)
有形固定資産	412,044
無形固定資産	40,374

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行っております。また、本社及び保養所等については、共用資産としております。

減損の兆候が認められる資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。共用資産に減損の兆候が認められる場合には、共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識要否の判定の根拠となる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等を基礎としておりますが、これには将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) 資産除去債務

当社は、事務所及び美容室店舗の建物賃貸借契約のうち定期賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づく原状回復費用について、取得から定期賃貸借契約期間で見積り、割引率は定期賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

また、定期賃貸借契約以外の建物賃貸借契約について、契約形態の変更・移転・閉鎖等が決定した場合など合理的な債務の見積りができる状況になった場合は追加的に計上を行っております。

・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (千円)
資産除去債務 (流動)	4,851
資産除去債務 (固定)	172,315

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

このような見積りは、原状回復費用等の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

預金	126,252 千円
建物	31,933 千円
土地	127,722 千円
敷金及び保証金	18,440 千円
合計	304,348 千円

上記物件は、借入金141,193千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,257,518 千円

(3) 取締役に対する金銭債務 6,060 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	5,100	—	—	5,100

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	102	—	—	102

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備計画に照らして、設備に必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は元本が保証されている定期預金及び一定以上の格付を取得した債券を対象にして運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等仕入債務及び未払金、未払費用などは、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に短期的な運転資金を目的とし、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としており、一定期間毎に定額で返済しております。

また、借入金の一部については変動金利のため、金利変動リスクに晒されております。

なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、事業部門における営業グループ、支社が各々統括する主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理財務部門において毎月取引先毎に期日及び残高を管理することによって、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

定期預金については、高格付の銀行との取引のみとしており、有価証券及び投資有価証券については高格付の債券のみとしているために、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する銀行に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

債券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告することになっております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより当該リスクを管理しております。

なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 敷金及び保証金	831,451	827,733	△3,717
資産計	831,451	827,733	△3,717
① 長期借入金	252,765	252,404	△360
負債計	252,765	252,404	△360

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」については、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	277,011	—	—	—
売掛金	281,656	—	—	—
合計	558,667	—	—	—

※敷金及び保証金については償還予定が確定していないため記載しておりません。

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	96,343	—	—	—	—	—
長期借入金	49,153	45,372	45,372	33,872	28,941	50,055
合計	145,496	45,372	45,372	33,872	28,941	50,055

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 敷金及び保証金	—	827,733	—	827,733
資産計	—	827,733	—	827,733
① 長期借入金	—	252,404	—	252,404
負債計	—	252,404	—	252,404

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、賃貸借先別の将来キャッシュ・フローと賃貸借期間の残存期間に応じた国債の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)

賞与引当金	10,355
税務上の収益認識差額	11,906
繰越欠損金 (注)	820,074
減損損失	75,824
退職給付引当金	84,184
資産除去債務	61,281
その他	45,995
繰延税金資産小計	1,109,622
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△820,074
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△285,755
評価性引当額小計	△1,105,829
繰延税金資産合計	3,793

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△3,793
繰延税金負債合計	△3,793
繰延税金資産・負債の純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度 (2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (※)	—	—	—	—	—	820,074	820,074
評価性引当額	—	—	—	—	—	△820,074	△820,074
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具及び備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 31円78銭 |

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事務所及び美容室店舗の建物賃貸借契約のうち定期賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

定期賃貸借契約の物件について取得から定期賃貸借契約期間で見積り、割引率は定期賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	千円
有形固定資産の取得による増加額	251,239
時の経過による調整額	120
債務の履行による減少額	△82,191
その他の増加額 (注1)	7,998
期末残高	177,166

(注1) その他の増加額の主なものは、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約の店舗について、移転・閉鎖等が決定したことにより、資産除去債務を合理的に見積ることができるようになったため、追加計上したことによるものであります。

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する美容室店舗等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約のうち、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	美容施術	商品	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	5,262,699	521,201	55,960	5,839,861
外部顧客への売上高	5,262,699	521,201	55,960	5,839,861

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく重要な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	102,731	34,422

契約負債は、当社が顧客に付与した自社ポイントのうち、事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であり、ポイントの使用及び失効に伴う収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 田谷
取締役会 御中

2024年5月20日

みつば監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 井原 秀憲
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齊藤 洋幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田谷の2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで継続して営業損失及び経常損失を計上し、当事業年度においても営業損失及び経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準までに軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みつば監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社 田 谷 監査等委員会

監査等委員（常勤） 上 原 俊 晴 ㊟

監 査 等 委 員 田 島 克 夫 ㊟

監 査 等 委 員 生 稻 晃 子 ㊟

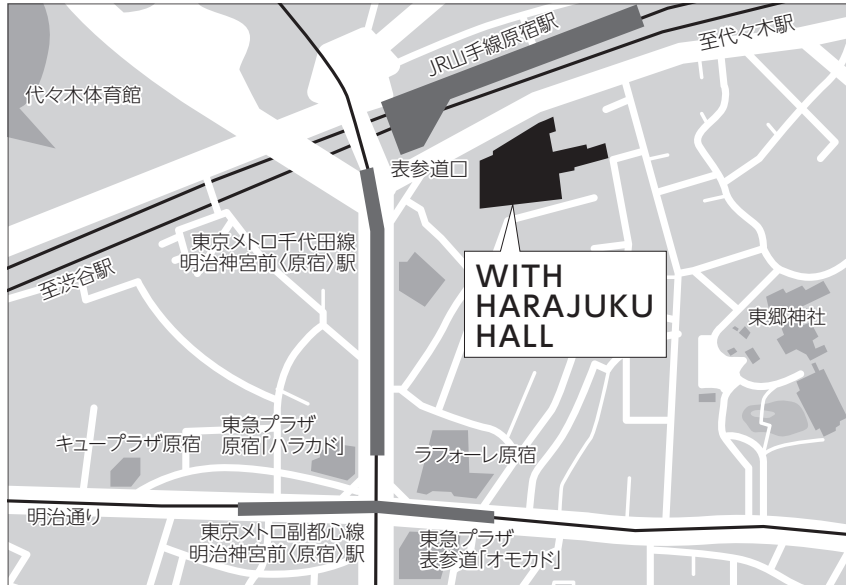
※監査等委員田島克夫及び生稲晃子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前一丁目14番30号 WITH HARAJUKU 3階
WITH HARAJUKU HALL

記念品の配付はございませんので予めご了承ください。



J R山手線「原宿駅」表参道口より徒歩1分
東京メトロ千代田線／副都心線「明治神宮前〈原宿〉駅」出口3より徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。